



Title	技術革新と特別償却
Author(s)	菅原, 秀人
Citation	北海道大學 經濟學研究, 17, 27-42
Issue Date	1960
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31064
Type	bulletin (article)
File Information	17_P27-42.pdf



[Instructions for use](#)

技術革新と特別償却

菅原秀人

ここに技術革新は第二の産業革命ともいわれ、それが国民経済にたいしてもつ意義は非常に重要視されているところである。

ところで、この技術革新に関連して企業経営上、種々の提案ないし要望が出されていることはよく知られているところである。その一つとして産業計画会議の諸提案をあげることができる。同会議は一九五九年七月に公表した「減価償却制度はいかに改善すべきか」という標題のパンフにおいて、技術革新、日本経済の安定的成長、世界経済の自由化等に対応するための減価償却制度の改正、活用の具体的な提案を行つている。この産業会議の提案の本質はいかなるものであり、それがどのような目的のために誰の利益のためになされたものであるかについては、すでに注目すべき見解がひれきされているところであるが、小稿では右の提案のなかにみられるスクラップ・アンド・ビルド方式について、その本質と問題点を考察したいと考える。そのさい、最近公表された山下勝治教授のこの問題にかんする見解を中心に述べてみたいとおもうものである。

- (1) 産業計画会議「減価償却制度はいかに改善すべきか」、一九五九年七月。
- (2) 神田忠雄、減価償却制度改正論の問題点、筈記、一九六〇年一月、三一頁。
- (3) 産業計画会議、前掲誌、一四頁。

減価償却問題は古くして新しい問題であるとは、よくいわれるところであるが、こんにち問題となつている減価償却問題は教授によれば「根本的には、戦後のわが国企業の体質改善の立場から採りあげようとするところに特徴がある。」⁽¹⁾と主張される。しかして「減価償却問題と直接つらなる体質改善の課題は、設備の旧式化、陳腐化といわれる企業の体質であるとい」⁽²⁾えるので、「その近代化を阻害している原因を、現行減価償却制度の欠陥にこれを求めうること

もまた、これを否定」⁽³⁾しえないわけであつて、「技術革新のテンポの早い今日において、産業設備の近代化を促進する有力な手段として、現行減価償却制度が検討されるに価するものであることは事実である。」⁽⁴⁾といわれる。そしてこういう意味において、現行減価償却制度における耐用年数の短縮や特別償却制度の拡充が要望、提案されることはたしかに理由のあるところであるとされるのである。⁽⁵⁾かくて産業計画会議をはじめ業、財界の要望する特別償却制度の活用等についても、当然、教授は「賛意を表」⁽⁶⁾しておられるのである。

ところでこれらの要望、提案にみられる特別措置が「一般に是認されうるに足る十分な根拠とか立場が、慎重に検討され」⁽⁷⁾なくてはならないのであつて、企業本位の一方的な、十分な説得力をもちえない主張ないし提案であつてはならないと教授はいわれる。したがつて産業計画会議の提案する特別償却制度の活用、拡充もまた、それが特別な措置である以上、一般に是認されるにたる理論づけが必要であるけれども、それは必ずしも容易なことではないのみならず、この制度の拡充によつて生ずる財政収入の減少ということが、この制度の拡充にたいする「致命的な障害となる」⁽⁸⁾ものであることを教授は懸念されるのである。したがつて産業計画会議が提案するスクラップ・アンド・ビルド方式を特別償却の一種であると規定することは「十分な説得力をもつ適切な主張」⁽⁹⁾でなくしてしまふこととなり、折角

設備近代化のための有効適切な、すぐれた措置として考えだされたスクラップ・アンド・ビルド方式のもつ意味が、そのため没却されてしまうおそれがあると主張される。

かくて教授は「スクラップ・アンド・ビルド方式は、一見したとる特別償却というような外観を呈しているが、その本質的な性格は、理論的にみて、決して特別償却ではない、ということ⁽¹⁰⁾を主張」(原文のまま。傍点は菅原。以下おなじ)され、産業計画会議の「優れた着想が、その本質の誤つた理解から、その主張のもつ説得力が扶殺されることを懸念」⁽¹¹⁾し、「特別償却とは本質的に異なるものであるにも拘らず、その外見にとらわれて、敢て問題の多い特別償却方法としてこれを主張した産業計画会議の無能を」⁽¹²⁾きびしく非難されるのである。

以上のところからあきらかなように、山下教授は一方では産業計画会議の提案するスクラップ・アンド・ビルド方式を時宜に適した、優れた方式であると賞賛しながらも、他方では同会議がこれを問題の多い、説得力に乏しい特別償却の方法と規定したことをきびしく批判し、この見解は本質を見ない誤つた見解であるとして、スクラップ・アンド・ビルド方式は特別償却の方式ではないことを理論的にあきらかにし、もつて同方式が一般的に是認されうるものであることを主張しようとされるのである。

そこで、私の最初に提起したい問題は、教授のこのような見解は果して理論的にみて妥当であるかどうかという点である。

- (1) 山下勝治、スクラップ・アンド・ビルド方式の検討、産業経理、一九六〇年一月、二一頁。
- (2) 同右。
- (3) 同右。
- (4) 同右。
- (5) 同右。

- (6) 同 右。
 (7) 同 右。
 (8) 同 二二頁。
 (9) 同 右。
 (10) 同 右。
 (11) 同 右。
 (12) 同 右。

三

すでにみたように、教授はスクラップ・アンド・ビルド方式を特別償却と同一視するような見解は理論的にみて誤りであると主張される。理論的に考察した場合、したがつて外見にとらわれずその本質を正しく把握した場合においてはたしてスクラップ・アンド・ビルド方式は特別償却であるのか、そうでないのか、これがまず第一の問題点なのである。

教授は「特別償却のもつ会計機能は、その耐用期間に亘つてほぼ平均的に行なわれた固定資産原価の費用としての回収が特定の數期間に過度に繰上げ回収されるというところに求められる。」⁽¹⁾のであつて、正常償却と異なるところは「費用としての計上を特定期間に過去に集中し、その結果、その残余の期間の減価償却費の計上、その収益からの回収分が、その限り縮少するという」⁽²⁾(原文のまま)ことであり、「ただ、課税所得の年度移動を招来する」⁽³⁾ということであるといわれる。

ところでスクラップ・アンド・ビルド方式はどうかという点、この方式は「旧設備の処分によつて生じた処分益は、そこで更新された新設備の帳簿価格の圧縮記帳にこれを利用する」⁽⁴⁾のである。したがつて、新設備の簿価は旧設備の

処分益に相当する金額だけ、その実際の取得価格よりも少額となるわけである。「それは一見、新規設備の購入原価に對して、初年度特別償却を行つたと同一の形がみられる。」⁽⁵⁾が、だからといつてこの方式を「果して、特別償却として決定することができるかどうか」⁽⁶⁾問題であると教授はいわれるのである。

すでにみたように、山下教授は特別償却は「固定資産原価の回収を初期の年度に集中」⁽⁷⁾するために、「現実には当期期間の利益の縮少を招来し、課税所得の転位現象がみられるので、そのことが国家財政収入の一時的減少を招くといふ立場から反論がみられているのが事実である。」⁽⁸⁾が、スクラップ・アンド・ビルド方式においては外見上の類似性にもかかわらず、「それは決して特別償却と同質のものではない。」⁽⁹⁾とされる。その理由は何かといへば、「特別償却は初年度の減価償却費にシワ寄せさして、当該年度の営業利益をそれだけ縮少するに反し、処分益による圧縮記帳においては、新設備簿価の圧縮が処分益を財源とするので、初年度営業利益の計算には影響がない」⁽¹⁰⁾こと、したがつてまた「旧設備の処分益という利益を財源とする償却であるから、いわば利益償却方式という性格のものである。もちろん、それは一期的な企業利益の処分として行われる利益償却ではなく、新設備簿価の圧縮が旧設備処分益を財源として、しかもその限度において行うものであるから、いわば『ヒモ付利益償却』⁽¹¹⁾といった方が適切で」⁽¹¹⁾あり、このヒモ付利益償却が「旧設備の新設備への転換ないし更新を促進するための方策であるところに、、、、是認される立場がある。」⁽¹²⁾と主張される。しかもまた、この方式によれば、「特別償却の場合に考えられるような国家財政収入の一時的減少⁽¹³⁾（現実的には独占資本による課税の國民大衆への転嫁である。——菅原）を招来するというような財政的懸念」⁽¹³⁾がないところに「有力な主張となりうる立場がある。」⁽¹⁴⁾とされるのである。

以上の考察からあきらかなように、山下教授によれば

一、特別償却制度とスクラップ・アンド・ビルド方式は外見上、類似していること、すなわち前者は固定設備取得の

初期の年度に減価償却費をシワ寄せして過大に計上するものであり、後者は新設備の取得価格が旧設備の処分益の額だけ圧縮記帳されるという点において、後者は前者と同質のものとの誤解されやすいものである。

二、しかし理論的にみた場合、両者は本質的に異なるものである。その論拠は、特別償却は初年度の減価償却費にシワ寄せして、当該年度の営業利益をそれだけ縮小するものであるが、スクラップ・アンド・ビルド方式は旧設備の処分益を財源として圧縮記帳を行うものであるから、初年度の営業利益の計算には影響がないということである。

三、さらにまた、スクラップ・アンド・ビルド方式は旧設備の処分益を財源とする償却であるから利益償却であり、しかもそれは処分益の財源の限度において行われるものであるから「ヒモ付利益償却」であつて、これが技術革新を促進するための方策であるところに、ヒモ付利益償却を是認しうる理由がある。

四、さらに実際上もまた、スクラップ・アンド・ビルド方式は特別償却にたいして加えられる国家財政収入の不足（独占資本による課税負担の回避——菅原）という非難から解放されうるものである。

ということである。

ここでは私はつぎの諸点をとくに指適し、考察しておかなければならないと考える。

一、山下教授は、特別償却は固定設備取得の初期の年度の営業利益を縮小するけれども、スクラップ・アンド・ビルド方式は旧設備の処分益を財源として償却するので、そのようなことはない主張され、これが教授のとられる有力な理論的根拠のようであるが、これをもつてスクラップ・アンド・ビルド方式は特別償却ではないとする論拠とするところが果して可能であるかどうか。

二、特別償却にみられる国家財政収入の一时的減少という現象はスクラップ・アンド・ビルド方式にはみられないと山下教授はいわれるけれども、はたしてそのとおりであるかどうか。

三、ヒモ付利益償却であれば、どうして技術革新の方策として是認できるのか、その根拠があきらかでない。
まず第一の点からみてみよう。

山下教授は新設備取得の初期の年度において営業利益の減少があらわれるか否かをもつて、特別償却とスクラップ・アンド・ビルド方式を区別する有力な理論的根拠とされる。なるほど教授のいわれるように、新設備取得の初年度における営業利益の減少は特別償却においてのみみられ、スクラップ・アンド・ビルド方式においてはみられないというのであろう。しかし、どうしてこのことから両者の本質的相違を導きだすことができるのであろうか。また、いまとくに重要とおもわれる税制との関連においてみるならば、スクラップ・アンド・ビルド方式は本来、当然課税さるべき旧設備の処分益を新設備取得の初年度における課税所得から除外すべきことを主張するものである。したがつてこの点をまつたく度外視して期間損益計算上、初年度の営業利益に影響を及ぼさないことをもつて、スクラップ・アンド・ビルド方式と特別償却とを区別することは、はたして妥当であるといえるであらうか。そもそも特別償却とは正常償却以上に減価償却を行う場合に用いられる用語であり、それが今日とくに税制とわがちがたく結びついた内容をもつものであることは否定できないところではなからうか。

つぎに第二の点について考察しよう。

教授はスクラップ・アンド・ビルド方式には特別償却にみられるような課税所得の転位現象つまり国家財政収入の一時的現象はみられないといわれるけれども、はたしてそのようにいいうるであらうか。

そもそも、新規設備の取得年度における課税所得のなかには旧設備の処分益も本来、当然ふくまれなければならないのであるから、この点を考慮するならば、スクラップ・アンド・ビルド方式においてもあきらかに新設備取得年度の課税所得の過小計上という転位現象はみられるといわなければならないであらう。

いま旧設備の処分益を二万円とし、新設備の取得価格を一〇万円とすれば、スクラップ・アンド・ビルド方式においては旧設備の処分益二万円は新設備の取得価格一〇万円から控除されて、八万円が新設備の簿価となり、この八万円にたいして取得年度以降、減価償却が行われることとなる。したがって教授のいわれるように、一〇万円にたいする減価償却と八万円にたいする減価償却とは、耐用年数、償却方法を同一とすれば、後者の方が前者にくらべて減価償却費は少額となり、それだけまた課税額は増大する。それで教授は、特別償却にみられる課税所得の転位現象はスクラップ・アンド・ビルド方式にはみられないといわれるのかもしれないが、しかし教授自らも右方式の「分割課税」⁽¹⁵⁾的機能を認めておられるように、新設備取得の初年度において課税対象となるべき旧設備の処分益を無視することはできないであろう。したがって課税所得の転位現象は特別償却にもスクラップ・アンド・ビルド方式にも同様にみられるといわなければならないものである。

いま旧設備の処分益三〇〇円、新設備の取得価格一〇、〇〇〇円とし、その耐用年数を一〇年、残存価格をゼロ（説明を簡略にするために）として定額法による正常償却を行う場合には、新設備取得の初年度（便宜上、一年をもつて一會計年度とする。）には三〇〇円は税法上益金として計上され、一、〇〇〇円は減価償却費として損金に計上されることとなり差引損金は七〇〇円ということになる。しかるにスクラップ・アンド・ビルド方式によれば、益金の計上はなく損金として九七〇円が計上されることとなる。この方式と同一の効果を特別償却によつてあげようとすれば、一方では課税対象たる旧設備の処分益三〇〇円を計上し、他方ではこの三〇〇円を相殺してなお減価償却費が九七〇円となるように、一、二七〇円を減価償却として計上すればよいことになるであろう。したがつてこの場合の特別償却費は

$$1,270 \text{ 円} - 1,000 \text{ 円} = 270 \text{ 円}$$

（繰償却費）（正常償却費）（特別償却費）

ということになる。このことはつぎの計算式からもあきらかなように、スクラップ・アンド・ビルド方式をとる場合の減価償却費九七〇円のうち、二七〇円は特別償却部分であり過大な償却分であることを意味するものである。

$$970 \text{円} - (1,000 \text{円} - 300 \text{円}) = 270 \text{円}$$

かくて、スクラップ・アンド・ビルド方式は特別償却の場合とおなじように、新設備にたいしてその取得年度において二七〇円の過大償却を行うことを内容とするものであり、その本質において両者には些かの相違もみられるものではないといわなければならないものである。両者のあいだにもし何らかの相違があるとすれば、それはたんに総額主義と純額主義の相違でしかないわけであつて、このような表示形式上の相違以外の何ものでもないのである。

かくして、特別償却によるにせよ、スクラップ・アンド・ビルド方式によるにせよ、これらの場合には正常償却の場合の損金が七〇〇円であるのにたいし、九七〇円の損金が計上されるからくりとなる。両者の差額二七〇円こそ初年度の過大償却分であることはすでにのべたとおりである。したがつてこの場合、実質的には旧設備の処分益三〇〇円のうち、その九〇%が新設備取得の年度において課税対象から除外されることになるわけであり、このような特別の措置が独占資本にたいするきわめて優遇的な措置であることはいうまでもないところである。

以上あきらかなように、スクラップ・アンド・ビルド方式によれば新設備取得の初年度において、旧設備の処分益の大部分が課税対象から除外されることになり、当該年度の課税額はそれだけ軽減されるのであつて、これが国家財政収入の一次的減少をもたらすものであることは疑いのないところである。もつとも、教授のいわれる国家財政収入の一次的減少についてはさらに問題のあるところであるけれども、この点はのちにふれることとしたい。

さて、第三の点についてはどうであろうか。

教授は、スクラップ・アンド・ビルド方式はヒモ付利益償却であるから、技術革新の方策として是認しうるといわれ

るのであるが、残念ながらその根拠はあきらかでない。

ヒモ付利益償却というのは旧設備の処分益を財源とし、その限度において行われる償却であるという意味であるといわれるのであるが、このような利益償却ならば是認しうるけれども、従来のような特別償却ならば是認しうる根拠が薄弱であるとするのは、一体いかなる理由によるものであろうか。もし、ヒモ付利益償却には「処分益の限度」という限界があつて、無制限に行われるものでないが、特別償却にはこのような限界がないといわれるとするならば、それは量的な問題であつて、逆にいえば特別償却もこれにたいして一定の枠をはめるならば是認しうるものであるということになるわけであるが、教授はそのようにいわれるのであろうか。

そもそも減価償却は本来的には生産過程における固定資産の価値の新製品への移転計算であり、そのかぎりにおける投下資本の回収計算でもあるのであるが、この概念が資本家的に拡張解釈されて投下資本の早期・過大回収の手段として利用されるにいたり、あるいは配当可能利益算出の用具として、さらにはまた租税回避、物価吊上げの手段として利用されるにいたるのである。したがつて減価償却費は利益があろうとなかろうと、その時々資本家の必要に応じて過大にも過小にも計上され、こんにち一般的にいえば独占利潤のいんぺいのために過大に計上される傾向にあるのである。それゆえに減価償却は実際には政策的償却の性格をおびているものであるといえるのである。こんにちいつぱんに特別償却といわれるものは、ここにいう政策的償却が合法的に税制上も認められたものとしてその最も代表的なものであり、もともと利益償却として把握されなければならないものである。かくて処分益を財源とし、その限度において行われる償却は、これを「ヒモ付利益償却」として技術革新推進の方策として是認しうるということは、スクラップ・アンド・ビルド方式と特別償却とを区別して、前者の一般的妥当性を保証することにはならないものであるといえるのではなからうか。

以上、三点について私見をのべてきたのであるが、しかしなお問題が残っている。

- (1) 山下勝治、前掲誌、二二頁。
- (2) 同二二―三頁。
- (3) 同二三頁。
- (4) 同右。
- (5) 同右。
- (6) 同右。
- (7) 同右。
- (8) 同右。
- (9) 同二四頁。
- (10) 同右。
- (11) 同二四―五頁。
- (12) 同二五頁。
- (13) 同右。
- (14) 同右。
- (15) 同二四頁。
- (16) 同二四―五頁。

四

すでにあきらかなように、スクラップ・アンド・ビルド方式においては国家財政収入の一时的減少はみられないと主張される山下教授の見解は否定されなければならないものである。スクラップ・アンド・ビルド方式を採用した場合にもなお国家財政収入の、一的、減少はあきらかにみられるのである。

そこでつきにとくに問題としたいのは、国家財政収入の一时的減少という場合のその「一的」という点である。

これは企業経営の長期的觀察を主張する人びとによつてしばしば用いられる用語であるが、しかしそれは長期的に正しく觀察した結果、導きだされたものではないことに注意する必要があると考へる。この点はこれまでの多くの學者についていわれなければならないことであるが、山下教授の場合も、特別措置による國家財政収入の一時的減少は後の年度における國家財政収入の増加によつて補填され、結局、長期的にみれば特別の措置をとつた場合においても正常の場合とほとんど異なるところが無いという、多くの學者の好んで主張する見解に通ずるものである。

このような見解はしかしながら、固定資産の一単位ないし一定額を他の諸条件からきりはなしてそれだけを抽象的に觀察するという、まったく非現実的な考察から導きだされたものである。ここでは非現実的な仮定が最後まで固持され、具体的な諸条件のもとにおける企業経営の現実へのアプローチが全然試みられてはいないし、また試みようともされていないという点において、重大な誤りをおかしているといわなければならないであろう。

なるほど固定資産の一単位についてのみ、あるいは与えられた一定額についてのみみれば、そしてその他一切の条件を無視するならば、その耐用年数の終期までの長期的觀察において、課税負担は特別償却の場合も正常償却の場合もかわらないであろうけれども、固定資産一単位について、もしくはその一定額を長期的に不変のものとして右のような考察を行つてみても、それはまったく現実に即応しないものである。現実には固定資産の数量も価格もたえず変動し、固定資産の規模は社會經濟的發展とともに傾向的に増大するものである。また耐用年数も一定ではなく、長期的にみれば短縮化傾向にあるし、物価変動もさげられないのが現実である。戦後のきびしいインフレはすでにわれわれの体験したところである。さらにまた課税率も固定的ではないのであつて、げんにわが國においてはここ数年來、課税率は通減傾向を示している。このような現実的な諸条件のもとでは、そしてこれら諸条件のうち、とくに基本的要因である固定設備の傾向的増大と耐用年数の短縮化という条件のもとでは、初期年度の過大償却が後期年度の過小

償却と相殺されることは現実的にはありえないことであつて、初期年度における過大償却による利益のいんべいは長期的、半永久的にいんべいされ、したがつてまた初期年度の課税の回避は長期的、半永久的に行われうることとなる。ここではしたがつて、たんなる課税の延期ではなくて、もはや完全な課税の免除が行われることになるのである。(1)このような現実的な諸条件をまつたく無視した見解は、たとえそれが精巧であるかのごとき観を呈することがあろうとも、所詮觀念の遊戯でしかなく、したがつてまた企業経営の現実を把握する知識たりえないものである。このような見解については、その無意味性ないし恣意性を十分に考へてみる事が、社会科学としての会計学の發展のためには不可欠であらうと考へる所以である。

山下教授は旧設備の「処分益を新設備の簿価の圧縮に利用する」ということは、決して、その処分益の課税を完全に免除しようとするものではない(2)くて、処分益にたいする一時的な課税のかわりに「圧縮に利用された新設備の耐用期間にわたつて分割課税しようとするもの」(3)であり「分割後払いの方式」(4)であると説明される。この分割課税が行われる年度にさらに設備の増設が行われ、しかもこのような増設がひき続き行われる場合にはどういうことになるであろうか。この場合には分割課税の可能性は多かれ少なかれつみとられてしまうことになるのである。設備の傾向的増大という要因一つを考へただけでもかくのごとくである。したがつて、さきにあげた具体的諸条件のもとにおいては、課税の延期ではなく、課税の半永久的減免の可能性は一層大きいものといふことができる。

- (1) このような点に關しては、君塚芳郎、減価償却論における中和説、經理知識、第七卷第一号、三五頁。アメリカ会計協会編、青木茂男訳、価格設定と原価計算、一九五九年、九八頁。Committee on Accounting Procedure (A.I.C.P.A.), Accounting Research Bulletin Revised, Journal of Accountancy, Aug., 1938, p. 81. Editorial, op. cit., p. 25 等を参照されたい。
- (2) 山下勝治、前掲誌、二四頁。
- (3) 同右。

(4) 同右。

五

産業計画会議の提案するスクラップ・アンド・ビルド方式が、技術革新を推進するための有効適切な方策としてとりあげられている点についてもまた重要な問題がある。

すなわち、従来使用してきた固定設備⁽¹⁾を新規設備と取替えるにあつて、旧設備から処分益が生ずるといふことはここでとくに考慮しなければならないところであると考ええる。旧設備を売却した場合それについて処分益が生ずるといふことは、実は当該設備について従来、過大償却が行われてきたことを物語るものなのである。つまり、従来すでに損益計算上、利益は過小に計上され、したがつてまたそれだけ課税の軽減、回避が行われたことを実証するものである。このような恩恵的措置、とくに独占資本が大規模に利用しうることの優遇的な措置が、従来すでに認められ、かつとられてきたからこそ簿価は大幅に減額され、そのために処分益が生ずることになるのであつて、このような特別な措置が認められ、またとられていなかつたとすれば、処分益はいづらには生じないものであると理解されているといえよう。旧設備の処分によつて処分益が生ずるといふことは、実はこういう条件ときりはなして考えることはできないものである。したがつて産業設備の「近代化を阻害している原因を、現行減価償却制度の欠陥にこれを求めうること、⁽²⁾を否定」しえないといふことは本来できない筈である。

スクラップ・アンド・ビルド方式が従来の特別償却と同質のものであるか否かの問題の解明以前に、右のような現実の事態を考慮するならば、スクラップ・アンド・ビルド方式がかりに山下教授のいわれるように特別償却とは本質的に異なるものであるとしても、それがはたす役割を国民経済的観点にたつて考えるならば、この方式は独善的な、あま

りに独占資本本位の方式ではないかということが指摘されなければならないであろう。旧設備について処分益が生ずるといふこと自体、すでに従来十分な優遇措置がとられていることを示す何よりの証拠であり、これ以上さらに独占資本を優遇しなければならぬ根拠を現下の経済情勢において見出すことは困難であるといわざるをえないであろう。⁽²⁾

(1) 産業計画会議の提案においては、再評価時以前に取得したものに過ぎるとされている。

(2) 山下勝治、前掲誌、二二頁。

(3) この点については、たとえば経済企画庁調査課編、技術革新と企業経営、一九五八年、一九〇—二頁を参照されたい。

六

以上、技術革新の展開期といわれる現段階において、それとの関連において要望ないし提案されている特別償却制度の活用の一環としてのスクラップ・アンド・ビルド方式について、私見をあきらかにした。すなわち、山下教授は理論的にみて、スクラップ・アンド・ビルド方式は特別償却の一種ではないと主張されるのにたいして、私は理論的にみて、両者は同質のものであることを論証した。

小稿がとくに山下教授の見解の批判という形をとつたのは、

一、産業計画会議が独占資本よう護の立場からスクラップ・アンド・ビルド方式をとりあげ、それが特別償却の一種であることを自ら認めているにもかかわらず、教授がこれを「産業会議の無能」⁽¹⁾とくびしく批判され、同方式が特別償却の一種ではないことを「敢て強引に主張」⁽²⁾するのではなく、「理論的に」⁽³⁾主張するのであるとされて、とくに「理論的に」というところにアクセントをおいているように私には理解されたこと。

二、それにもかかわらず、教授のこの意図が成果としてあらわれてはいないと考えられたこと。
三、教授の見解のはたす役割の重大性を考慮したこと。
によるものである。

しかし、顧るに、私自身もまた思わざる誤りをおかしているかもしれないし、またおもわざる非礼を重ねているかもしれないことをひそかに憂えるものである。幸いにして教授の御教示を仰ぐことができるならば、望外の光栄である。

(1) 山下勝治、前掲誌、二二頁。

(2) 同右。

(3) 同右。

(4) 教授はスクラップ・アンド・ビルド方式は国庫補助金の圧縮記帳と同じであるといわれるのであるが、もしそうであるならば、以上考察してきたスクラップ・アンド・ビルド方式の本質と機能からみて、国庫補助金の圧縮記帳についてもまた、あらためて吟味してみなければならぬであろうと考える。いまここで論ずる余裕をもたないし、またその場でもないので他日を期したいが、スクラップ・アンド・ビルド方式と国庫補助金の圧縮記帳方式とが同じ性質ないし同じ機能を果すものであるとするならば、すでにスクラップ・アンド・ビルド方式について考察した点についての考慮が必要であろうし、またもし両者がおなじ性質ないし同じ機能のものでないとするならば、どういふ論拠によつてそうでないのかということが検討されなければならないであろう(この点については、座談会「特別償却の性格」、産業経理、一九六〇年一月、一六四頁を参照されたい)。(一九六〇・一二七)